

基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1 - 1 - 1 : 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学は、昭和 25 年に学則を制定し、「本学は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づき、学則第 16 条奈良教育大学(以下「本学」という。)は、学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養とを備えた人材、特に有能な教育者を育てるとともに、この地方に特色のある文化の向上を図ることを目的とする。」として、その目的を規定している(資料 1 - 1 - 1 - A)。

資料 1 - 1 - 1 - A 国立大学法人奈良教育大学学則(第 16 条、第 20 条、第 21 条)

(大学の目的)

第 16 条 奈良教育大学(以下「本学」という。)は、学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養とを備えた人材、特に有能な教育者を育てるとともに、この地方に特色のある文化の向上を図ることを目的とする。

(大学院)

第 20 条 本学に、広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学的研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員及び教育者を養成するため、大学院教育学研究科を置く。

(専攻科)

第 21 条 本学に、特殊教育の充実に資するため、主として現職教員を対象として、精深な程度において特殊教育に関する専門の事項を教授し、特殊教育の分野における資質の優れた教育者を養成するため、特殊教育特別専攻科を置く。

また、中期目標の基本目標には、「学校教育に関わる多様な資質と教育の現代的課題に応え得る教育実践力を備えた初等中等教育教員を養成するとともに、生涯学習社会における広い意味での教育者、国際化・環境・情報・芸術・文化等の教育の多様なニーズに対応する専門的職業人を育成する。」と規定している(冊子 1 - 1 - 1 - 1 : p1)。

これに関連して柳澤保徳学長は、平成 18 年度の入学生に対する告示において、「奈良教育大学は、『創立以来の学問・学芸を尊ぶ学風を継承し、高い知性と豊かな教養を備えた人材、とりわけ人間形成に関する専門的力量を備えた有能な教育者を育てること』を使命としています。学問の場である大学の中で、教育者としての専門的力量をもった人材を育てようという私たちの強い決意が込められています。皆さんは、すでに大学とはどういうところかをよく知っているとは思いますが、奈良教育大学と結びつけて、このことの意味を新入生の皆さんと共有しておきたいと思えます。」と述べている。

本学では、「有能な教育者養成」を基本理念として、その基本的な方針を大学概要及びホームページ(<http://www.nara-edu.ac.jp/history.htm>)に掲載している(別添資料 1 - 1 - 1 - 1、1 - 1 - 1 - 2)。具体的に

は、実践的な教授技能を備えた教育者養成を主眼とした教育研究を行う教育系の単科大学として設置された本学は、創造的・実践的な教育者の養成を行い、また、これらを通じて社会との連携を図ることとしている。また、本学の特徴を「1「少人数教育」による教育・研究の充実、2「奈良・世界遺産」を生かした教育・研究の充実、3「体験型キャリア教育」による教育・研究の充実」にまとめ、大学案内に掲載している（別添資料1-1-1-3）。

大学院の目的に関しては、学則第20条に、「広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員及び教育者を養成する。」と規定している（資料1-1-1-A）。これらを補足する形で、大学院学生便覧には、養成しようとする人材像に関して「修士課程においては、実践的・創造的な能力の開発を目指し、また、社会の要請にこたえられる高度の指導的技術者を養成すること」と明記し、さらに専攻ごとに養成しようとする高度な専門能力を持つ人材像が示されている（冊子1-1-1-2：pp.1-6）。

さらに、専攻科の目的に関しては、学則第21条に、「特殊教育の充実に資するため、主として現職教員を対象として、精深な程度において特殊教育に関する専門の事項を教授し、特殊教育の分野における資質の優れた教育者を養成する。」と規定している（資料1-1-1-A）。

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的を学則で定め、基本理念、教育研究活動の指針を大学概要、ホームページに掲載することによって明示している。また、学則第20条及び大学院学生便覧には大学院の目的及び大学院で養成しようとする人材像をそれぞれ示している。以上のことから、大学は目的、基本理念、教育研究活動の指針、教育目的などを明確に定めていると言える。

観点1-1-2： 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点に係る状況】

本学の目的は、学則第16条で、「学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養とを備えた人材、特に有能な教育者を育てるとともに、この地方に特色のある文化の向上を図ること」とされており、これは大学本来の3つの機能・目的、研究でのacademic freedom、人格形成のための教養基礎教育及び職業人養成に沿っている。

【分析結果とその根拠理由】

上述の本学の学則で明記された目的は、学校教育法第52条「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」と適合するものである。

観点 1 - 1 - 3 : 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点に係る状況】

本学大学院の目的は、学則第 20 条で、以下のように規定されている。「広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員及び教育者を養成する」教育と研究の高い水準での接点を設け、高度職業人としての教員・教育者の養成を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院の上記目的は、学校教育法第 65 条「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と適合するものである。

観点 1 - 2 - 1 : 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

学則第 16 条に目的が規定され（資料 1 - 1 - 1 - A）沿革の概要として掲載している大学概要並びに冒頭に掲載している履修の手引・大学院学生便覧を冊子として教職員全員に配布する一方、ホームページ（<http://www.nara-edu.ac.jp/history.htm>）にも同様に掲載している（別添資料 1 - 1 - 1 - 1、1 - 2 - 1）（冊子 1 - 1 - 1 - 2 : p1）

また、学生には全員に履修の手引・大学院学生便覧を配布するとともに、学年始めの学年担当教員との懇談会で本学目的を周知している。さらに、観点 1 - 1 - 1 で挙げたように、入学式において学長が本学の目的を明快に説明している。

教職員及び学生に、本学の目的を示す学則の存在を電子メディアや紙媒体を通じて周知している。

【分析結果とその根拠理由】

全教職員及び全学生に対して、大学概要及び履修案内・大学院学生便覧を配布する一方、ホームページに掲載して、本学の目的を周知する体制を取っている。このため、本学の目的・使命は十分に大学の構成員に認識されていると評価される。

観点 1 - 2 - 2 : 目的が、社会に広く公表されているか。

【観点に係る状況】

本学の目的と使命は、大学概要やホームページに掲載することによって、社会に対して公表している（別添資料 1 - 1 - 1 - 1、1 - 1 - 1 - 2）。また、教育学部の課程ごとに教育理念として掲載した大学案内（入学案内）を、県下の高等学校を中心に教育機関へも配布する一方、教職員による学校訪問やオープンキャンパスでも参加者に配布している（別添資料 1 - 2 - 2）

【分析結果とその根拠理由】

本学のホームページ、大学概要及び大学案内に掲載することによって、社会に対して広く本学の目的を公表している。

上記の媒体を通じて、教育大学としての教員・教育者の養成の使命を果たすための教育・研究活動が分かりやすく公表されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

大学の目的として掲げられた「有能な教育者の養成」と「奈良県の特色ある文化の発展への貢献」は、明確な理念として、本学の教育・研究活動の基盤となっている。この目的は、外的な要請も含めて（例：平成9年5月小杉文部大臣による教員養成課程学生定員5,000人削減計画）教育研究組織の変革を経ながらも、不動確固たる意義を持ってきたと評価できる。また、この1つ目の目的の具体化のため、教育学部を構成する2つの課程ごとの教育理念や養成する学生像を明示している。大学院教育学研究科についても、その目的と養成する人材像が専攻及びその内部組織の専修ごとに明確化されている。大学案内、大学概要、学生便覧、さらにはホームページ等の媒体を通じての周知が図られていると評価できる。

【改善を要する点】

教職員及び学生が本学の目的をどの程度認識しているかについて調査は行っていないが、学則で規定しており、すべての教職員及び学生が知るところである。しかし、大学の目的、教育理念及び養成する人材像などを今後、さらに、教職員及び学生に認識を深めさせるような活動が必要であると考えている。社会に対しても本学の目的を更によく理解してもらう対外的な広報活動の工夫が同様に必要である。

(3) 基準1の自己評価の概要

本学の目的は、学芸の理論とその応用を教授研究し、高い知性と豊かな教養を備える人材、特に有能な教育者を育てるとともに、奈良の特色ある文化の向上を図ることにある。この目的は、学校教育法第52条の規定「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という目的に合致している。

また、大学院（教育学研究科）については、「広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学的研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員及び教育者を養成する」目的がある。この修士課程の目的は、「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的」とした学校教育法第65条の趣旨に適合するものである。

本学の目的は、大学概要や履修の手引・大学院学生便覧を冊子として配布し、ホームページに掲載して、全教職員及び全学生に周知を行っている。

社会に対しては、大学のホームページ、大学案内及び大学概要に沿革の概要として掲載することによって、公表している。

教職員及び学生が本学の目的をどの程度認識しているかについて調査は行っていないが、学則で規定しており、すべての教職員及び学生が知るところである。しかし、大学の目的、教育理念及び養成する人材像などを今後、さらに、教職員及び学生に認識を深めさせるような活動が必要であると考えている。社会に対しても本学の目的を更によく理解してもらおう対外的な広報活動の工夫が同様に必要である。